

日本保健医療行動科学会  
会員各位

日本保健医療行動科学会 選挙管理委員会

## 日本保健医療行動科学会 第13期理事・監事選挙要項

日本保健医療行動科学会「会則第13条3項および5項」と別に定める「理事・監事選出規約（2021.6.26.改定版）」に基づき、第13期理事・監事の選挙を行います。今回の選挙から電子投票を導入することになりました。下記の要項により電子投票を行ってください。

「会則」および「理事・監事選出規約」は、本学会雑誌の巻末あるいは本学会 Web サイトに掲載していますのでご参照ください。

### 記

1. 選挙（投票）期日：2021年12月16日から2022年1月12日（23時59分）まで。

2. 選挙有権者（選挙者・被選挙者）

選挙有権者（選挙者および被選挙者）は、2021年9月30日（木）正午時点の通常会員と学生会員です。選挙有権者（被選挙者）名簿は、学系別に氏名が50音順に並べて記載されています。

選挙有権者（被選挙者）名簿は、選挙管理委員会が作成し、2021年11月23日に開催された第12期第14回理事会において確認・承認されたものです。

※連絡先不明者（2021年11月23日までに連絡先が確認できなかった方）は、選挙有権者（被選挙者）名簿に掲載されません。

3. 理事・監事の定数および学系区分

理事・監事の定数および学系区分は次のとおりです。なお、選挙有権者の所属する学系は、その選挙有権者の自己申告によるもので、選挙有権者（被選挙者）名簿に記載されているものとします。

1) A 理事（学系別に選出）の定数：9名（学系区分は次のとおり）

- ・健康科学系（健康科学、保健学、栄養学、体育学、リハビリテーション、薬学など）：1名
- ・看護学系：3名
- ・歯学系（歯学、歯科衛生など）：1名
- ・医学系：2名
- ・心理学・福祉学系（心理学、教育学、社会福祉学、介護福祉など）：1名
- ・社会学系（社会学、人類学、経済学、経営学、哲学・倫理学、行政、政治学など）：1名

2) B 理事（学系の枠を越えて選出）の定数：5名

3) 監事（学系の枠を越えて選出）の定数：2名

#### 4. 投票

選挙有権者（選挙者）は、次の要領で電子投票を行ってください。

- 1) 2021年12月16日に別途、個別にご案内するログイン情報（組織ID、個別のユーザIDとパスワード）により、次の第13期理事・監事選挙（電子投票）専用Webサイト【i-vote～選挙システム アイボート～（MEC社）】にログインし、A理事、B理事及び監事ごとに被選挙者を選出して投票してください。  
＜選挙（電子投票）専用Webサイト＞ <https://i-vote.jp.net/>
- 2) A理事（学系別に選出）の投票は、有権者（選挙者）自身の所属する学系の被選挙者の中から各学系のA理事の定数（上記3の1）に記載のとおり）以内を選出し投票してください。
- 3) B理事（学系の枠を越えて選出）の投票は、所属する学系を問わず、全ての被選挙者の中からB理事の定数（5名）以内を選出し投票してください。
- 4) 監事（学系の枠を越えて選出）の投票は、B理事と同様に、所属する学系を問わず、全ての被選挙者の中から監事の定数（2名）以内を選出し投票してください。
- 5) 指定の人数を超えた投票はできません。
- 6) 同一の被選挙者をA理事、B理事、監事の全てに投票しても差し支えありません。

#### 5. 開票および当選者の決定

- 1) 開票は選挙管理委員会が行います。開票日時および開票場所は次のとおりです。  
開票日時：2022年1月15日（土）13時～  
開票場所：所定のZoom会場（本学会第13期理事・監事選挙専用Zoom）
- 2) 選挙有権者は、オンラインで開票に立ち会うことができます。ご希望の方にはZoomアクセス情報をお知らせいたしますので、下記の選挙管理委員会（学会事務局）までeメールでご連絡ください。
- 3) 当選者の決定は、理事・監事選出規約第8条および第9条に基づき行われます。
- 4) 選挙の得票数が同票の場合：A理事の得票数が同票の場合はB理事での得票数が多い方を当選としB理事での得票数が同票の場合は抽選とする。B理事及び監事の得票数が同票の場合は抽選とする。
- 5) 選挙管理委員会は、直ちに当選者に電子メールで通知し、就任の意向を確認し、承諾を得ます。当選者が就任を辞退した場合は、次点繰り上げを行い、繰り上げ当選者に通知し、承諾を得ます。なお、当選者から承諾を得る期間は通知後1週間とし、1週間を経過しても連絡がとれない場合は電話で確認を行い、それでも連絡が取れない場合は、就任を辞退したものとみなします。

#### 6. 選挙結果の公示

理事・監事選挙結果および当選者は、本学会ニューズレター及びWebサイトに公示します。

#### 7. 役員（理事・監事）の任期および任務

役員（理事・監事）の任期は、「会則第15条」により、1期3か年（再任を妨げない）となっています。役員（理事・監事）の任務等については、「会則」を参照してください。

＜第13期理事・監事選挙に関する問い合わせ先＞

日本保健医療行動科学会 選挙管理委員会（事務局） Email: [info@jahbs.info](mailto:info@jahbs.info) Tel: 050-7115-5154

※事務局員の就業日時：基本的に月曜日と木曜日の10:00～15:30